

農地の基盤整備事業（事業概要）

事業名	①農地中間管理機構関連農地整備事業	②農業競争力強化農地整備事業	③水利施設等保全高度化事業										
事業実施区域	農振農用地区域内	農振農用地区域内											
	田、畑	田が過半（整備後）	畑が過半（整備後）										
受益面積	5 ha以上 ※整備後の農地面積	1 0 ha以上 ※整備後の農地面積	1 0 ha以上（樹園地は5 ha以上）※整備後の農地面積										
	・大字単位または営農上の一体性があると判断される範囲 ・構成する各団地は0. 5 ha以上のまとまりのある農地	地形、用水、営農活動等のつながりから妥当な一定地域となっていること											
実施工種	主に、区画整理事業 （区画整理事業と併せ行う暗渠排水、客土、用排水路整備等も含む）	区画整理事業、農業用排水施設整備事業、農道整備事業、客土事業、暗渠排水事業等											
畑地かんが施設	△	○											
	・新たな畑地かんが施設の整備は区画整理に起因した整備ではないため実施出来ない。（区画整理に起因した整備であることが必要） ・区画整理区域内に既存水源や開水路、パイプラインが既に整備されている場合は畑かんの整備は可能	実施可能											
担い手への農地集積・集団化	事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（中長期的に全ての農地が担い手に集積されるよう取り組む）	担い手への農地利用集積率5 0 %以上											
農地中間管理事業	事業対象農地全てに農地中間管理権が1 5 年以上設定されていること（期間借地は不可）	－ （担い手等への貸借においては機構の活用を原則とする）											
収益性・費用対効果	・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に2 0 %以上向上等 ・費用対効果1. 0 以上	費用対効果1. 0 以上											
負担割合	国 : 6 2. 5 % 県 : 2 7. 5 % 市 : 1 0. 0 % 農家 : ー %	国 : 5 5. 0 % 県 : 2 7. 5 % 市 : 1 0. 0 % 農家 : 7. 5 % ※負担割合については国が示すガイドラインの数値											
農家負担金軽減対策	農家負担なし  農家負担がない代わりに、担い手への農地集積等の要件が厳しくなります。	ソフト事業 ①経営体育成促進事業 農家負担金借り入れの5／6の割合に対して無利子融資金を助成（要件）担い手の集積率の一定以上の増加等 ②中心経営体農地集積促進事業 中心経営体に農地の利用集積を行った地区に対して促進費を交付。負担金の繰上償還に充当可能 【促進費】 <table border="1"><tr><th>中心経営体集積率</th><th>助成割合</th></tr><tr><td>85%以上</td><td>8.5%</td></tr><tr><td>75%～85%</td><td>7.5%</td></tr><tr><td>65%～75%</td><td>6.5%</td></tr><tr><td>55%～65%</td><td>5.5%</td></tr></table> ※農家負担額が上限  担い手へ農地を集積することで農家負担を大幅に低減することが出来ます。		中心経営体集積率	助成割合	85%以上	8.5%	75%～85%	7.5%	65%～75%	6.5%	55%～65%	5.5%
中心経営体集積率	助成割合												
85%以上	8.5%												
75%～85%	7.5%												
65%～75%	6.5%												
55%～65%	5.5%												

※ 表に示す要件等については代表的なものを記載
 ※ 費用負担について、事業実施に必要な組織（土地改良区等）の運営経費等は別途必要となります。